平成２３年（フ）第２２０号
北九州市戸畑区一枝４丁目６番６―506号
債務者　松尾　　司
1　決定年月日時　平成23年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２３３号
北九州市八幡西区木屋瀬２丁目25番18―707号
債務者　坂本　和彦
1　決定年月日時　平成23年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２４４号
北九州市戸畑区中原東１丁目10番２号　201
債務者　入江　達也
1　決定年月日時　平成23年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２９３号
青森県弘前市大字小人町25番地１
債務者　阿部　尚子
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第５１号
青森県南津軽郡藤崎町大字藤崎字銅屋森53番地31
債務者　佐藤　　透
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１０２６号
熊本市帯山３丁目18―70　サンハイツ帯山103号、住民票上の住所熊本市龍田陣内２丁目27番７号
債務者　中村裕見子
1　決定年月日時　平成23年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４８号
熊本市南熊本１丁目９番12―６号
債務者　西山　昭子
1　決定年月日時　平成23年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１３０号
熊本市植木町舞尾600番地10
債務者　入江志津代
1　決定年月日時　平成23年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第６４号
島根県雲南市大東町仁和寺1836番地１
債務者　新田　純子
1　決定年月日時　平成23年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６７号
島根県松江市浜乃木１丁目１番31号
債務者　萬波　訓子
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４５５２号
東京都墨田区本所４丁目30―10―303
債務者　林　美智代（旧姓斉藤）
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４５９４号
東京都江戸川区松江２丁目38―７―203
債務者　南雲とみ子
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４６１７号
東京都新宿区新宿４－３－８　相模屋支店、住民票上の住所埼玉県川口市上青木４丁目10―６―202
債務者　横田　林藏
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４６２８号
千葉県八千代市萱田町514―３―102
債務者　高橋　浩康
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４６３３号
東京都品川区東五反田５丁目22―25―203
債務者　伊藤　響子
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４６３４号
神奈川県横浜市磯子区杉田６丁目１―15―201
債務者　木村　美里（旧姓外木）
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４６８１号
東京都江戸川区西葛西７丁目21―15―505
債務者　高橋絵里香
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部